シリーズ人権教育　第１０７回

いわれなき差別　同和問題

　人は自らの親や出生地を選ぶことはできません。誰にでも故郷があり、親しい人がいて、誇りにも感じるのが故郷です。



　日本固有の人権問題である同和問題は、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けるという問題です。

同和問題の歴史

　日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、一部の人々が生活の様々な面で差別を受けていました。江戸時代には、こうした人々は農民や町人などとは別の身分とされていましたが、身分制度の強化にともなって、職業、結婚、交際、服装、住む場所などにわたる規制は厳しいものになりました。

　江戸幕府が終わり、明治政府が成立して間もない明治４（１８７１）年、後にいわゆる「解放令」と称される「太政官布告（だじょうかんふこく）」が出されました。これによりその後は差別されていた人々も一般市民と同じであるとされました。

　しかし、制度的に身分差別はなくなりましたが、実態としては差別は依然として残っていました。

　大正時代になると、同和地区・被差別部落の人々の生活を改善することを目的とした、政府、地方公共団体、各種団体合同による事業の取組が見られましたが、現実の厳しい差別の解消や人権意識の向上というところまでは取り組めませんでした。

　同和問題への取組は、戦後、次第に本格的に行われるようになり、昭和４４（１９６９）年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、以来、国や地方公共団体による特別対策として、生活・住環境整備、産業・就労対策、差別意識解消のための教育・啓発などが行われてきました。その結果、住環境整備などは大きく改善されたことから平成１４（２００２）年に特別対策は終了しました。

　様々な人権問題、差別意識の解消に向けて人権教育・啓発に取り組むため、平成１２（２０００）年１２月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、これに基づき平成１４（２００２）年３月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されました。身元調査や結婚・就職差別など差別意識が解消されていないことから、この基本計画の中では、同和問題を重要な人権課題の一つとして取り上げ、国や県及び各市町村では、人権教育・啓発の視点から様々な啓発活動を積極的に推進しています。

人権という観点から

　同和問題は、憲法が全ての国民に保障している基本的人権が侵害されているという人権問題であり、私たち一人ひとりが、因習や偏見、世間体などにしばられず、人権という観点から、解決に取り組まなければなりません。様々な人権に関わる問題を正しく理解し、互いに相手を思いやり、自分の人権も相手の人権も大切に守りながら、ともに幸せに暮らせる社会を築いていきましょう。

参考文献：心ひらこう 財団法人人権教育啓発推進センター

